

# 青森県報

第二千三百九十五号

平成十六年  
十月二十二日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定…………… (青少年男女共同参画課) …… 二

結核予防法による医療機関の指定…………… (保健衛生課) …… 二

道路の区域の変更…………… (道路課) …… 二

道路の供用の開始…………… (同) …… 三

### 公 告

開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) …… 三

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任…………… (中農南地、農林水産、事務所) …… 四

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第六十二号

#### 青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「医療局」の下に「総合周産期母子医療センター」を加え、

「医療安全管理室及び総合周産期母子医療センター開設準備室」を「及び医療安全管理室」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 中央病院長は、総合周産期母子医療センターに部を置くものとする。

第六十八条第一項第一号、第二号及び第十六号から第十八号までの規定中「こと」の下に「(総合周産期母子医療センターの分掌に係る事務を除く。)」を加え、同条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 総合周産期母子医療センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 周産期医療に係る診療に関すること。
  - 二 周産期医療に係る臨床研修及び臨床教育に関すること。
  - 三 周産期医療に関する文書、統計及び諸記録に関すること。
  - 四 周産期医療用の器械器具類の管理に関すること。
  - 五 周産期医療に係る診療室、処置室及び病室に関すること。
- 第六十八条第七項中「医療局」の下に「及び総合周産期母子医療センター」を加え、「センター及び」を「医療局のセンター並びに」に改める。
- 第二百四十条第二項中「第六十七条第三項及び第五項」を「第六十七条第四項及び第六項」に改める。
- 別表第三青森県立中央病院の項中

医 療 局	
	局長、次長二人、センター長、科、部及びセンター部長(知事が必要と認める科及び部にあつては、部長二人又は三人を置くことがある。)、及び副部長、技師長(知事が必要と認める科及び部に限る。)

を

告 示

青森県告示第六百四十四号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

医療安全管理室	室長、次長	に改める。
総合周産期母子医療センター開設準備室	室長、室長補佐	を
医療安全管理室	室長、次長	に、
総合周産期母子医療センター	センター長、部長、副部长	局長、次長二人、センター長、科、部及びセンターに部長（知事が必要と認める科及び部にあつては、部長二人又は三人を置くことがある。）及び副部长、技師長（知事が必要と認める科及び部に限る。）

この規則は、平成十六年十月二十五日から施行する。

附 則

別表第四第五号の表部長の項中「センターの」を「医療局のセンターの」に改める。

当該室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

平成十六年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発 行 者 (製作者名)	該 当 条 項
三六五	書籍	月刊コール 十月号	ノースアドブ ランニング	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
三六六	書籍	BANBON 問題実話十月号増刊	桃園書房	
三六七	書籍	コミック裏モノJAPAN第十四号 裏モノJAPAN十一月号増刊	鉄人社	

青森県告示第六百四十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ESTクリニック	弘前市大字福村字新館添二〇の一	平成一六・一〇・五

青森県告示第六百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十一月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の区間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	鶴泊停車場 胡桃館線	北津軽郡鶴田町大字境字里見一三九の二から	北津軽郡鶴田町大字胡桃館字花岡四八の三まで	前 一〇六・五〇メートルから 後 一〇六・四〇メートルまで	四七五・五〇メートル		
2	県道	黒石藤崎線	南津軽郡田舎館村大字川部字亀岡一〇四の二から	南津軽郡田舎館村大字川部字亀岡一〇三の二まで	前 一九・六〇メートルから 後 一九・〇〇メートルまで	一六五・〇〇メートル		

青森県告示第六百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年十一月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 三三九号	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田四一の一から 北津軽郡板柳町大字掛落林字前田九四の二まで	平成一六・一〇・三
県道 鶴泊停車場 胡桃館線	北津軽郡鶴田町大字境字里見一三九の二から 北津軽郡鶴田町大字胡桃館字花岡四八の三まで	"
県道 黒石藤崎線	南津軽郡田舎館村大字川部字亀岡一〇四の一から 南津軽郡田舎館村大字川部字亀岡一〇三の二まで	一六・二・二五
	南津軽郡藤崎町大字藤崎字南豊田三の一から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字南豊田二の一まで	"
	南津軽郡田舎館村大字川部字上面田一〇四の一から 南津軽郡藤崎町大字藤越字東亀田四〇の三まで	"

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所及 び氏名（名称）
黒石市大字浅瀬石字村上三三九の一、 三四〇の一、三四〇の二、三四一の一、 三四三の一及び三四四の一	南津軽郡田舎館村大字大曲字村元一三 の二 株式会社ハラコ企画
中津軽郡岩木町大字熊嶋字亀田一六九 の一〇及び一六九の一	中津軽郡岩木町大字熊嶋字亀田一六九 の六 長瀬堰土地改良区

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青  
女子壇土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第  
十七項の規定により公告する。

平成十六年十月二十二日

中南地方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

役員別	氏名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事	大瀬 忠治	弘前市大字八代町六の四	平成 一六・七・三就任
"	小山内正美	大字藤内町一の一	"
"	松山 良満	大字中崎字野脇二二三	"
"	対馬 功	大字三世寺字鳴瀬四七の四	"
"	佐藤 長右工門	大字大川字平岡八六	"
"	館山 一男	大字青女子字桜苅三五五の一	"
"	古川 良三	" " 三三三の一	"
"	下山 一二	" " 七〇八の一	"
"	田中 清栄	大字種市字熊谷一〇	"
"	田中富士治	" 字板橋六六の二	"
"	金沢 由国	大字小友字神原三四一の一	"
"	赤川 光廣	" " 一三三の二	"
"	成田 公博	" " 一〇八の六	"
監事	相沢 光男	大字中崎字野脇一四七の六	"
"	下山 松男	大字青女子字桂木四四の一	"
"	田中 光秀	大字小友字田野四五一の一	"
理事	大瀬 忠治	大字八代町六の四	一六・七・三退任
"	小山内正美	大字藤内町一の一	"
"	松山 良満	大字中崎字野脇二二三	"
"	対馬 功	大字三世寺字鳴瀬四七の四	"
"	佐藤 長右工門	大字大川字平岡八六	"
"	館山 一男	大字青女子字桜苅三五五の一	"
"	古川 良三	" " 三三三の一	"

"	田中 光秀	大字小友字田野四五一の一	"
"	下山 松男	大字青女子字桂木四四の一	"
"	相沢 光男	大字中崎字野脇一四七の六	"
"	成田 公博	" 字神原一〇八の六	"
"	葛西 覚	" 字田野四四八	"
"	金沢 由国	大字小友字神原三四一の一	"
"	田中富士治	" 字板橋六六の二	"
"	田中 清栄	大字種市字熊谷一〇	"
"	下山 一二	" " 七〇八の一	"

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭